

No. _____

申請年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

令和8年度私立高等学校等 奨学給付金(家計急変) 受給申請書

下記のとおり申請します。

学校番号						学校所在地	() 都・道・府・県			入学年月	令和 年 月	学年	☐ 1年 ☐ 2年 ☐ 3年 ☐ 4年
						学校名							

申請者 (保護者等)	フリガナ				フリガナ					
	氏 名	(姓)			(名)	生徒氏名	(姓)			
	郵便番号	—			生徒との関係	生徒の生年月日			昭和・平成	年 月 日
	フリガナ									
	住 所									
	電 話	自宅	—			日中連絡先	—			

(1) 保護者等の所得状況を確認の上、必ず両方に☑を付けてください。※チェック必須

所得状況	☐	令和8年1月1日以降に家計が急変し、保護者(親権者)等全員の家計急変発生後1年間の収入見込額が、以下のいずれかの基準額又は所得割額合算額相当に該当します。 ①住民税非課税世帯相当 ②住民税所得割額の合算額が105,500円未満相当 ③(専攻科以外)住民税所得割額の合算額が105,500円以上182,500円未満相当 ④(専攻科のみ)住民税所得割額の合算額が264,500円未満相当(多子世帯要件あり)
	☐	令和8年7月1日現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による【生業扶助】は受給していません。

(2) 次の保護者等の家計の状況(家計急変後)の確認書類を添付します。※チェック必須

※下記①～⑤の該当欄に必ず☑を付けてください。

①	☐	両親(親権者)2名分 ・生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合を含む。
②	☒	親権者1名分 ※親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く
	☐	・離婚、死亡等により保護者が1名のため
③	☐	未成年後見人 ☐ 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人、もしくは親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 ・未成年の生徒の保護者または未成年後見人が存在するが、就学に要する経費の負担を求めることが困難である場合 等
⑤	☐	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

裏面も記入してください。

審査欄(申請者は記入しないこと)					急変月		扶養人数	申請配計	収入見込額		不交付	
非課税	全日等	通信	専	専(旧)	月				I		基準額超過	
課中	50,670	17,370		10,420	給付月数	給付額	II		期間外		二重	
課低	38,000	13,030	—	—			合計		不備		他	
専多子	—	—	13,030	10,420	か月							

表面も記入してください。

次の「(3)生徒の過去の高等学校等における在学期間」の“学校の種類”欄に、下記の【学校の種類番号】①～⑭の該当する番号を記入してください。

【学校の種類番号】

- ①高等学校(全日制) ④中等教育学校(後期課程) ⑦専修学校(一般課程) ⑩各種学校(外国人学校) ⑬私立高等学校等専攻科
②高等学校(定時制) ⑤高等専門学校(1～3学年) ⑧専修学校(高等課程)通信制学科 ⑪各種学校(その他) ⑭その他の学校
③高等学校(通信制) ⑥専修学校(高等課程) ⑨専修学校(一般課程)通信制学科 ⑫短大・大学

(3) 生徒の過去(現在の在学以外)の高等学校等における在学期間を記入してください。

※現在の在学は記入不要です。

※生徒が申請する学校以外に奨学給付金の対象校(国公立すべてを含む)に在学していた場合は記入してください。
学歴の状態(卒業・途中退学等)は問いません。

※令和8年7月1日現在(高校生等が令和8年7月2日以降入学した場合の在学状況については、申請日時点の情報を記載してください。)

生徒が過去に在学していた学校名		在学期間		学校の種類	奨学給付金受給回数
例	■■■高等学校	S H R	7年4月1日～S H R8年3月31日	①	☐ なし ☒ あり 1回
①		S H R	年 月 日～S H R年 月 日		☐ なし ☐ あり 回
②		S H R	年 月 日～S H R年 月 日		☐ なし ☐ あり 回

(4) 下記の内容を確認の上、氏名を記入してください。

- ・私は東京都以外の道府県に奨学給付金の申請は行っておりません。
- ・申請する生徒は、過去に国公立を問わず高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)を卒業又は修了していません。
- ・この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く))の支弁対象ではありません。
- ・本申請書の記載及び別紙1(家計急変の状況確認書)の内容は、事実と相違がないことを誓約します。
- ・本申請書に虚偽の記載があった場合は、(公財)東京都私学財団の求めに従いその全額を即時返還します。
- ・記載した個人情報、在学する学校法人、(公財)東京都私学財団及び東京都が共有することに同意します。

署名必須

申請者氏名

口座振替依頼書

※申請者と口座名義人が一致していないと、支払金は振り込めません。一致していることを確認してください。

振込先口座	金融機関コード例: [みずほ: 0001] [三菱UFJ: 0005] [三井住友: 0009] [りそな: 0010] [埼玉りそな: 0017] [ゆうちょ: 9900] など											
	金融機関コード				金融機関名							銀行・信用組合・信用金庫 農業協同組合・労働金庫
	支店コード					店		フリガナ				
	預金種別	普通・当座貯蓄	口座番号					氏名				

＜申請書記入例 お＞

※ 緑太枠線内に、黒又は青のボールペンで記入してください（※消せるボールペン使用不可）。
※ 誤って記入してしまった場合は、二重線で削除し、わかりやすく記入し直してください。

＜表面＞

学校名を略さずに記入してください。

必ず申請者ご自身で署名してください。

⚠ チェック必須

記載内容を確認の上、両方にチェックをしてください。

⚠ チェック必須

いずれか1つにチェックしてください。

確認事項がある場合、こちらに優先的に連絡させていただきます。必ず記入してください。

申請年月日 令和 8年 〇月 〇日

令和8年度私立高等学校等 奨学給付金(家計急変) 受給申請書

下記の通り申請します。

学校番号	学校所在地 (東京) (都) 道・府・県	学校名	令和 7年 4月 学年	入学年月	1年 ☐ 2年 ☐ 3年 ☐ 4年 ☐
フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
氏名	東京 太郎	生徒氏名	東京 次郎	生徒の生年月日	昭和・平成 20年 4月 10日
郵便番号	〒100-0000	生徒の住所	〒100-0000	生徒の生年月日	昭和・平成 20年 4月 10日
フリガナ	チヨダクマルノウチ3-8-1	シガクマンション101	住所	千代田区丸の内3-8-1	私学マンション101
電話	自宅 03 - 0000 - 0000	日中連絡先	080 - 0000 - 0000		

(1) 保護者等の所得状況を確認の上、必ず両方に☑を付けてください。※チェック必須

令和8年1月1日以降に家計が急変し、保護者(親権者)等全員の家計急変発生後1年間の収入見込額が、以下のいずれかの基準額又は所得割額合算額相当に該当します。

①住民税非課税世帯相当
②住民税所得割額の合算額が105,500円未満相当
③(専攻科以外)住民税所得割額の合算額が105,500円以上182,500円未満相当
④(専攻科のみ)住民税所得割額の合算額が264,500円未満相当(多子世帯要件あり)

令和8年7月1日現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条の規定による【生業扶助】は受給していません。

(2) 次の保護者等の家計の状況(家計急変後)の確認書類を添付します。※チェック必須
※下記①～⑤の該当欄に必ず☑を付けてください。

① ☐ 両親(親権者)2名分
・生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合を含む。

② ☒ 親権者1名分
※親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く
・離婚、死亡等により保護者が1名のため

③ ☐ 未成年後見人 〇名分
親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合
(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分)
※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。

④ ☐ 生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分
・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合
・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合
・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人、もしくは親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合
・未成年の生徒の保護者または未成年後見人が存在するが、就学に必要な経費の負担を求めることが困難である場合 等

⑤ ☐ 生徒本人
親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

＜裏面＞

【学校の種類番号】

①高等学校(全日制) ④中等教育学校(後期課程) ⑦専修学校(一般課程) ⑩各種学校(外国人学校) ⑬私立高等学校等専攻科
②高等学校(定時制) ⑤高等専門学校(1～3学年) ⑧専修学校(高等課程) 通信制学科 ⑪各種学校(その他) ⑭その他の学校
③高等学校(通信制) ⑥専修学校(高等課程) ⑨専修学校(一般課程) 通信制学科 ⑫短大・大学

(3) 生徒の過去(現在の在学以外)の高等学校等における在学期間を記入してください。
※現在の在学は記入不要です。
※生徒が申請する学校以外に奨学給付金の対象校(国公立すべてを含む)に在学していた場合は記入してください。
学歴の状態(卒業・途中退学等)は問いません。
※令和8年7月1日現在(高校生等が令和8年7月2日以降入学した場合の在学状況については、申請日時点の情報を記載してください。)

生徒が過去に在学していた学校名	在学期間	学校の種類	奨学給付金受給回数
例 ■■■ 高等学校	7年4月1日～8年3月31日	①	☐ なし ☒ あり 1回
① ■■■ 高等学校	7年4月1日～8年3月31日	①	☐ なし ☐ あり 〇回
②	年 月 日～年 月 日		☐ なし ☐ あり 〇回

(4) 下記の内容を確認の上、氏名を記入してください。

- 私は東京都以外の道府県に奨学給付金の申請は行っておりません。
- 申請する生徒は、過去に国公立を問わず高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)を卒業又は修了していません。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く))の支給対象ではありません。
- 本申請書の記載及び別紙1(家計急変の状況確認書)の内容は、事実と相違がないことを誓約します。
- 本申請書に虚偽の記載があった場合は、(公財)東京都私学財団の求めに従いその金額を即時返還します。
- 記載した個人情報、在学する学校法人、(公財)東京都私学財団及び東京都が共有することに同意します。

署名必須

申請者氏名 東京 太郎

口座振替依頼書

※申請者と口座名義人が一致していないと、支払金は振り込めません。一致していることを確認してください。

金融機関コード例: [みずほ: 0001] [三菱UFJ: 0005] [三井住友: 0009] [りそな: 0010] [埼玉りそな: 0017] [ゆうちょ: 9900] など

金融機関コード	1234	金融機関名	銀行	信用組合	信用金庫
支店コード	567	新宿	店		
口座番号	X123456	口座名義人(申請者)	フリガナ	東京 太郎	
預金種別	普通	氏名	東京 太郎		

口座番号を右詰めで記入してください。空欄には×を記入

上記の学校の種類番号の中から学校・課程を選択して記入してください。

⚠ 記入必須

必ず、申請書(表)の氏名と同じ氏名(漢字・カタカナ等)で、申請者ご自身で署名してください。

申請者本人名義の口座を記入してください。申請者本人以外は、配偶者(生徒)であっても振込できません。

家計急変の状況確認書

令和 年 月 日

申請者氏名

生徒氏名

学校名

以下について、該当するものに☑を付けてください。

1 急変時期（※カッコ内に、急変のあった月日をご記入ください）

□令和 8 年 1 月 1 日～令和 8 年 7 月 1 日 の期間中に急変（急変のあった月日： ____月 ____日から）

2 家計急変を証明する提出書類（全ての保護者について、下記の必要書類をご提出ください）

（1）家計急変の発生事由を証明する書類

※該当の書類がなく、かつ給与の減少のみ等の場合は、下記(3)の書類をもって代えることができます。

- ☐ 離職票
- ☐ 雇用保険受給資格者証
- ☐ 解雇通知書
- ☐ 破産宣告通知書
- ☐ 廃業届
- ☐ 休業等の状況が分かる書類
- ☐ その他（ ）

（2）家計急変前の収入を証明する書類

□ 令和 8 年度住民税課税証明書（※原則として親権者（両親） 2 名分の提出が必要です）

（3）家計急変後の収入を証明する書類（該当するものに☑を付けてください）

- ☐ [給与所得のある方]
- ☐ 給与明細書
- ☐ その他（ ）
- ☐ [給与所得者以外の方（自営業者等）]
- ☐ 税理士作成の申告書
- ☐ その他（ ）
- ☐ [急変後の収入証明書類の提出ができない方]
- ☐ 家計急変の発生に関する申立書

3 家計急変後の収入 ※1（次ページ「記入例及び審査基準」をご参照ください）

家計急変のあった月から申請月の前月までの保護者等全員分の収入※2を下表にご記入ください。

（※金額は 1 円単位でご記入ください。）

（単位：円）

	令和 8 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
保護者等 (1 人目)								
保護者等 (2 人目)								
合計								

【8 月に申請する場合】 1～7 月までの間で、急変月からの収入を記入

【9 月に申請する場合】 1～8 月までの間で、急変月からの収入を記入

※1 「家計急変後の収入」とは、毎月の給与収入から税金、健康保険料等の各種控除分を差し引く前の収入額をします。

※2 家計急変前の収入は含めないでください。

給与所得者（会社員等） ----- 給与明細書に記載の給与（各種控除前の総支給額）をご記入ください。

※課税対象の収入のみ記入。非課税となる「交通費」等は除いてください。

給与所得者以外の方（自営業者等） -- 収入額（売上）から必要経費を差し引いた額をご記入ください。

記入例および審査基準

■家計急変発生後の 1 年間の収入見込み額が住民税非課税世帯相当の場合

例) ○ 3 人世帯で、保護者等 2 人に収入があり、
○ 3 月に家計が急変し、8 月に申請する場合の記入例

3 月に家計が急変し、8 月に申請する場合 (単位：円)

	令和 8 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
保護者等 (1 人目)			170,000	150,000	120,000	150,000	150,000	
保護者等 (2 人目)			70,000	60,000	70,000	60,000	60,000	
合計			240,000	210,000	190,000	210,000	210,000	

※急変よりも前の月は、金額を記入しないでください。

家計が急変した月
(この場合は 3 月)

申請月の前月 (8 月に申請する場合は 7 月分まで記入)

この期間の平均月額から算出

→ $(240,000 + 210,000 + 190,000 + 210,000 + 210,000) \div 5 \times 12 = 2,544,000 < 3,216,000$ (円)となり、
下表に照らして、受給対象となります。

< 基準額 > (単位：円)

世帯人数 (※)	2 人世帯 (ひとり親等)	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人世帯
年収見込 (収入がある方が 1 人いる場合)	2,044,000	2,216,000	2,716,000	3,216,000	3,704,000
年収見込 (収入がある方が 2 人いる場合)		3,316,000	3,816,000	4,316,000	4,804,000

※ 世帯人数とは、「申請者とその税法上扶養する人数」と「配偶者とその税法上扶養する人数」の合計人数
(住民税課税・非課税証明書に記載された扶養人数)を指します。なお、世帯人数が 7 人以上の場合は、436,000 円ずつ
基準額が増額されます。本人申請のように世帯人数が 1 人の場合は、基準額は 110 万円となります。

- 家計急変発生後の 1 年間の収入見込額等をもとに算出した住民税の所得割額の合算額が、
100 円～105,500 円 (年収 270 万～380 万円) 相当の世帯
- (専攻科以外) 家計急変発生後の 1 年間の収入見込額等をもとに算出した住民税の所得割額の
合算額が、105,500 円～182,500 円 (年収 380 万～490 万円) 相当の世帯
- (専攻科のみ) 家計急変発生後の 1 年間の収入見込額等をもとに算出した住民税の所得割額の
合算額が、105,500 円～264,500 円 (年収 380 万～600 万円) 相当の多子世帯

住民税の計算方法により、年収見込額等をもとに所得割額に相当する額を算出し、上記世帯に該当するかを判断します。

令和 年 月 日

(公財) 東京都私学財団理事長 殿

家計急変の発生に関する申立書

家計急変後の収入を証明する書類の提出はできませんが、令和8年1月1日から7月1日までの間に確かに家計が急変していることを申し立てます。

申立てする事項に相違ないことを誓約します。

本申立書に虚偽の記載があった場合は、(公財) 東京都私学財団の求めに従い、給付額全額を即時返還します。

申請者自署

個人情報の取扱いについて

令和８年度私立高等学校等奨学給付金(家計急変)事業における個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、以下のように取り組みます。

1 個人情報の利用目的について

「私立高等学校等奨学給付金(家計急変)受給申請書」に記載された情報、住民票及び住民税課税証明書等の添付書類は、奨学給付金事業において必要な範囲内で利用します。

なお、ご提出いただいた個人情報は、在学する学校法人、(公財)東京都私学財団及び東京都が共有します。

2 個人情報の収集目的について

「令和８年度 東京都私立高等学校等奨学給付金(家計急変)申請手続きのお知らせ」の「7 申請に必要な書類」に記載されている書類は、申請者の要件を審査するために収集します。

3 個人情報の管理について

- (１) 収集した個人情報は、関係法令等に基づき、厳重に管理します。
- (２) 収集した個人情報は、当該年度終了後５年を経過後速やかに消去し、又は廃棄します
(令和８年度申請分は、令和１４年４月１日以降廃棄)。
- (３) 個人情報の取扱いを他の事業者へ委託する場合は、委託先に対し必要かつ適切な監督を行います。

4 個人情報の第三者提供について

当財団では、奨学給付金事業の目的を超えて、個人情報を利用することはありません。
また、その他申請者の承諾なしに第三者に提供しません。

5 個人情報の開示等について

個人情報の開示・訂正・利用停止等の手続きについて、また、個人情報に関するお問合せ、苦情・ご相談は、下記の窓口までお問合せください。

個人情報に関するお問合せ窓口

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸１－１ セントラルプラザ１１階

公益財団法人東京都私学財団総務部

(０３) ５２０６－７９２１ (土日・祝日・年末年始を除く ９：００ ～ １７：００)

奨学給付金に関するお問合せ窓口

東京都私学就学支援金センター 奨学給付金担当

(03)5206-7925

(土日・祝日・年末年始を除く 9:15 ～ 17:00)